

災害等非常時の対応

園児の安全を第一と考え、次のとおりとしますのでよろしくお願いいたします。

◆安城市に「暴風（雪）警報」が発表された場合

- (1) 正午までに警報が解除されたとき
警報解除後から保育を開始します。ただし、台風被害や警報解除の状況によっては、給食の用意ができずに弁当をお願いすることがあります。
- (2) 正午を過ぎて警報が解除されたとき、または警報が解除されなかったとき
保育は中止します。
- (3) 登園後に警報が発表されたとき
家族のどなたかができるだけ早くお迎えに来てください。お迎えのあった園児から降園します。
- (4) 下記の場合は、園長の指示及び状況判断により連絡をします
 - ①大雨・洪水・大雪警報が発表されたとき
 - ②警報の解除後、道路の冠水や河川の増水等により、登園が困難なとき、または園舎等の破損で受け入れが困難なとき

◆愛知県に「震度6弱以上の地震」が発生した場合

- (1) 登園前に地震が発生したとき
保育は中止します。
- (2) 登園後に地震が発生したとき
家族のどなたかができるだけ早くお迎えに来てください。お迎えのあった園児から降園します。お迎えのない園児は、24時間後に保育園の最寄りの市指定避難所（保育園からお知らせします）に移動します。
- (3) 地震発生後の保育開始について
市の対策本部の指示に従いますので、改めてお知らせします。

◆名古屋地方気象台から「特別警報」が発表された場合

- (1) 特別警報とは
予想される現象が、特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しい旨を警告する防災情報です。※対象となる特別警報…大雨、大雪、暴風、暴風雪、地震、津波
- (2) 登園前に特別警報が発表されたとき
 - ①登園しない
 - ②特別警報解除後も、園から連絡が出されるまでは自宅待機とします。なお、連絡は園からのメール・ホームページでお知らせします。
- (3) 登園後に特別警報が発表されたとき
 - ①園内にて園児の安全を確保します。
 - ②保護者への引渡しを安全に行えると判断するまでは園で保護します。保護者への引渡し安全と判断した場合は、園からのメール・ホームページでお知らせします。